平成２５年（フ）第１５３号
福岡市南区野間１丁目13番５―401号
債務者　松本　明廣
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３号
福岡市西区大字徳永74番地１
債務者　片山　孝之
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０号
福岡県太宰府市都府楼南２丁目６番15―201号
債務者　池田　未来
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１号
福岡市南区長住２丁目３番１―102号
債務者　木原　国子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２号
福岡市早良区田村３丁目31番２―302号
債務者　高倉エミコ
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７号
福岡市博多区美野島３丁目12番12―5001号
債務者　八島千代美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３号
福岡市博多区西月隈５丁目19番36―103号
債務者　梅田　俊行
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目６番13号
債務者　坂井　明代
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８号
福岡市西区姪浜駅南４丁目８番19―401号
債務者　尾川　俊久
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１２号
福岡市博多区板付５丁目７番43号
債務者　村山　正子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１４号
福岡県宗像市石丸２丁目18番１―208号
債務者　廣渡美沙紀
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１６号
福岡県古賀市天神１丁目13番36号
債務者　一木　聖子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１７号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目69番地１アーバンハウスＢ102号
債務者　増田　理恵
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２３号
福岡県福津市宮司６丁目４番22号サンビレッジ津屋崎Ｂ棟102号
債務者　長島　史典
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２４号
福岡県福津市宮司６丁目４番22号サンビレッジ津屋崎Ｂ棟102号
債務者　長島　京子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２６号
福岡市南区若久団地52番208号
債務者　三苫スマ子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３１号
福岡市博多区寿町２丁目３番19号
債務者　疋田須磨子（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３３号
福岡市早良区荒江３丁目18番５―503号
債務者　波田麻衣子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部